

我孫子市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市道路占用料条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（占用料の還付）</p> <p>第4条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項の規定により<u>占有の許可を取り消した</u>ときは、その後の占用料については、この限りでない。</p>	<p>（占用料の還付）</p> <p>第4条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項の規定に基づき<u>占有の許可を取消した</u>ときは、その後の占用料については、この限りでない。</p>
<p>（占用料の減免）</p> <p>第5条 市長は、<u>次に掲げる占有物件に係る</u>占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） <u>第19条第3項第1号から第5号まで</u>に規定するもの</p> <p>(2) 市民の福祉又は便益上欠くことのできない理由によるもの</p> <p>(3) <u>前2号</u>に定めるもののほか、市長が特に<u>必要があると認めるもの</u></p> <p>（延滞金等）</p>	<p>（占用料の減免）</p> <p>第5条 市長は、<u>次の各号の一に該当する</u>ときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） <u>第19条の2第3項第1号から第4号まで</u>に規定するものを<u>占有するとき。</u></p> <p>(2) 市民の福祉又は便益上欠くことのできない理由により<u>占有するとき。</u></p> <p>(3) <u>前各号</u>に定めるもののほか、市長が特に<u>必要と認めたとき。</u></p> <p>（延滞金等）</p>
<p>第6条 法<u>第73条第1項</u>の規定により</p>	<p>第6条 法<u>第73条第2項</u>の規定に基づ</p>

<p>占用料の督促をしたときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。</p> <p>2 督促手数料は、督促状1通につき 郵便法（昭和22年法律第165号）第21条第1項に規定する通常葉書の料金の相当する額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>き 占用料の督促をしたときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。</p> <p>2 督促手数料は、督促状1通につき 50円とする。</p> <p>3 略</p>
--	--

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円
	第2種電柱		1,600円
	第3種電柱		2,100円
	第1種電話柱		910円
	第2種電話柱		1,400円
	第3種電話柱		2,000円
	その他の柱類		89円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	9円
	地下に設ける電線その他の線類		5円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	870円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	540円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,800円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		760円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		4,200円

			ルにつき1年	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,800円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	38円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			54円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			82円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			110円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			160円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			220円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			380円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			540円
	外径が1メートル以上のもの			1,100円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			
法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

施設	のもの			乗じて得た額
	階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,100円
	地下に設ける通路			1,200円
	その他のもの			1,800円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メート ルにつき1日	42円	
	その他のもの	占用面積1平方メート ルにつき1月	420円	
政令第7条 第1号に掲 げる物件	看板（アーチで あるものを除 く。）	一時的に 設けるも の	表示面積1平方メート ルにつき1月	420円
		その他の もの	表示面積1平方メート ルにつき1年	4,200円
	標識		1本につき1年	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本につき1日	42円
		その他の もの	1本につき1月	420円
	幕（政令第7条 第4号に掲げる 工事用施設であ るものを除く。）	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一	その面積1平方メート ルにつき1日	42円

		時的に設けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	420円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,200円
		その他のもの		2,100円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,800円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	420円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				180円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を		

			乗じて得た額
政令第7条 第9号に掲 げる施設	建築物		Aに0.014を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗 じて得た額
政令第7条 第10号に 掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物		Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗 じて得た額
政令第7条 第11号に 掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		Aに0.014を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を 乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を 乗じて得た額
政令第7条 第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの		Aに0.014を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を 乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同
じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに

限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により算定した額に、占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方

消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条並びに第6条第1項及び第2項の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る占用料について適用する。

占用料新旧対照表

参考資料

占 用 物 件		単 位	占 用 料	
			改正後	改正前
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	1,000円
	第2種電柱		1,600円	1,600円
	第3種電柱		2,100円	2,200円
	第1種電話柱		910円	930円
	第2種電話柱		1,400円	1,500円
	第3種電話柱		2,000円	2,100円
	その他の柱類		89円	72円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9円	10円
	地下に設ける電線その他の線類		5円	5円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	870円	700円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	540円	480円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,800円	1,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		760円	600円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,200円	4,400円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,800円	1,400円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	38円	48円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		54円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		82円	72円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110円	95円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		160円	190円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		220円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		380円	480円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		540円	
	外径が1メートル以上のもの		1,100円	950円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,800円	1,400円	

占用料新旧対照表

参考資料

占 用 物 件			単 位	占 用 料	
				改正後	改正前
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,100円	2,900円
	地下に設ける通路			1,200円	1,500円
	その他のもの			1,800円	1,400円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	42円
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	420円	440円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	420円	440円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,200円	4,400円
	標識		1本につき1年	1,000円	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	42円	44円
		その他のもの	1本につき1月	420円	440円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	42円	44円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	420円	440円
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	4,200円	4,400円
		その他のもの		2,100円	2,200円
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,800円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額	—
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	420円	440円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				180円	140円

占用料新旧対照表

参考資料

占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			改正後	改正前	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	—
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	—
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	—
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	—
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	—
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	—		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.006～0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.006～0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	—	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	—	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	—	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	—	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.006～0.013を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.006～0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	